

上縣郡
下縣郡

		上縣 <small>カムツアガタ</small>							
	下縣	同	同	同	同	同	同	同	同
管一	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同

〔津島紀事一〕上縣の下文にかんがたと訓を書せるは誤れるなり、かむつしもつの音によりて、字もまた上津下津に作り、上縣郡を上津郡といひ、下縣郡を下津郡といふ、古き文に上縣下縣など、しるせる時は、上縣郡下縣郡とするさずして、上縣何郡下縣何郡とするす、上津下津とする時は、上津郡下津郡としるし、縣の字を省きて郡の字をか、げたり、ある人のいへるは、縣と郡と通用す、大小の違ひはあれど譯は同様なりしゆへならん、又本州の郡の名に縣といふ名を用ひしは、上代對馬縣といひしその縣の號を傳へしものならん、註中比以來津を略して加美阿家多志毛阿我多といふ、法書に記せる所も皆同じ、民俗その誤をついで、下縣をしも我多といふ、阿我多の阿を略して我多と號ふるは、河内國の大縣美濃國の山縣、信濃國の小縣安藝國の山縣の類ひの如くなれど、されども本州の下縣は、ひとり此類ひにあらず、しかるに民俗がたととなふるものは稍略しぬるなり、

〔續日本紀二十九〕神護景雲二年二月庚辰、對馬島上縣郡。人高橋連波自米女、夫亡之後、誓不改志、其父尋亦死、結廬墓側、每日齋食、孝義之至、有感行路、表其門閭、復租終身、

〔日本後紀十二〕延曆二十四年六月乙巳、遣唐使第一船、到泊對馬島下縣郡、